

ご存知ですか？

農地を**売買・転用**するには

農業委員会の許可が必要です！

○農地を売買・譲渡・貸借したい。➡ 買う側、借りる側に制限があります。

たとえば・・・

○近所の農家に農地を譲りたい
○所有者が遠方に居住する農地を借りて耕作したい 等

○農地を農業以外の目的で使いたい。➡ 農地転用の許可を受ける必要があります。

たとえば・・・

○自分の家や車庫を建てたい。駐車場を作りたい。
○経営する会社の工場を増設したい。資材置き場を作りたい。等

農地の転用・売買等をお考えの場合は、農業委員会にお問合せください！！

ご注意！

転用を検討している農地が「**農振農用地**」に指定
されていると農地転用はできません！

(農用地区域への指定状況は役場農林課農務係へお問合せください)

転用を検討している農地が「**農振農用地**」に

指定されている

まずは**農振農用地から除外することが必要です。**
■役場農林課農務係へ「**除外地申請書**」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■**農振農用地からの除外審査は年に1度です。**
令和7年の申請期限は3月31日です。転用を検討されている場合は必ず申請してください。

■除外が許可された後、**農地転用許可申請**をします。除外申請は、町・県の審査を受け、許可されるまでに半年以上の期間が必要です。(許可は早くても11月ごろになります)

指定されていない

農業委員会に**農地転用許可申請**をします。

■農業委員会(役場農林課農務係)へ「**転用許可申請書**」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■転用許可申請は、随時受け付けています。農業委員会の審査は毎月行います。

■必ず転用許可を受けてから工事等に着手してください。(許可前に工事を始めることは違法行為です)

ご注意！！

- ・除外・転用目的等によっては、農振除外、農地転用が認められない(許可が出ない)場合もあります。
- ・無許可の違法な農地転用は3年以下の懲役または300万円(法人は1億円)以下の罰金に処せられる場合があります。

農地に関するお問合せは

白川町農業委員会(役場農林課内) 電話72-1311